

平成17年大洲市議会第1回臨時会会議録 第1号

平成17年1月25日（火曜日）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員

1 番 梅 木 良 照
 2 番 清 水 美 孝
 3 番 岩 田 忠 義
 4 番 藤 川 貢
 5 番 鎌 田 圭 二
 6 番 二 宮 淳
 7 番 中 野 寛 之
 8 番 有 友 正 本
 9 番 榊 田 和 美
 10 番 村 上 常 雄
 11 番 古 野 青 弘
 12 番 上 川 勝 利
 13 番 二 宮 秀 一
 14 番 山 口 吉 浩
 15 番 東 敦 弘
 16 番 宮 本 増 憲
 17 番 水 本 保
 18 番 下 岡 節 久
 19 番 押 田 憲 一
 20 番 後 藤 武 薫
 21 番 山 本 雅 久
 22 番 田 中 五 月
 23 番 山 崎 逞
 24 番 福 山 保
 25 番 叶 岡 廣 志
 26 番 上 満 武
 27 番 向 井 敏 憲
 28 番 宮 本 喜一郎
 29 番 中 野 忠 重
 30 番 窪 田 亀 一
 31 番 長 岡 吉 男
 32 番 森 川 重 生
 33 番 森 繁 夫

34 番 松 本 金次郎
 35 番 菊 地 宣 之
 36 番 垣 見 芳 彦
 37 番 吉 岡 猛
 38 番 清 水 久二博
 39 番 田 淵 保 男
 40 番 山 下 勝 利
 41 番 本 山 清 明
 42 番 沖 浦 賢 嗣
 43 番 渡 邊 弘 務
 44 番 神 井 惠一郎
 45 番 矢 間 一 義
 46 番 東 信 利
 47 番 久 保 幸 信
 48 番 吉 岡 昇 平
 49 番 小 泉 紘 文
 50 番 大 野 新 策
 51 番 梅 木 加津子
 52 番 岡 孝 志
 53 番 渡 邊 久 義
 54 番 田 中 堅太郎
 55 番 日 高 照 友
 56 番 中 野 茂 明

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員

な し

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

出席理事者

市長職務執行者 大 野 和
 総 務 部
 部 長 富 永 俊 平
 副部長兼総務課長 上 村 孝 廣
 人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
 総務課課長補佐 篠 原 雅 人
 総務課行政係長 往 田 秀 樹
 企画財政部

部 長 小 島 健 市
 副部長兼商工観光課長 尾 崎 公 男
 財 政 課 長 松 田 眞
 財政課課長補佐 松 本 一 繁
 市民福祉部
 部 長 西 野 茂一郎
 副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
 建設農林部
 部 長 小 泉 勝 明
 副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
 副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
 危機管理室
 室 長 白 石 隆 壽
 長 浜 支 所
 支 所 長 上 川 慶 信
 肱 川 支 所
 支 所 長 櫻 田 和 明
 河 辺 支 所
 支 所 長 河 本 治
 農業委員会
 事 務 局 長 城 戸 秀 光
 教育委員会
 委 員 長 河 野 瑞 雄
 教 育 長 坂 本 雅 敏
 教 育 部 長 三 保 禮 三
 公 営 企 業
 病院事務課長 垣 内 哲
 監 査
 事 務 局 長 濱 田 達 實
 ～～～～～～～～～～～～～～～～
 出席事務局職員
 事 務 局 長 田 上 隼 藏
 次 長 西 山 隆 夫
 次 長 補 佐 新 野 武 男
 事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男
 調 査 第 2 係長 新 実 雄
 議 事 係 長 徳 石 伊 重
 ～～～～～～～～～～～～～～～～

議事日程

平成17年1月25日 午前10時 開 会

日程第1

仮議席の指定

日程第2

議選第 1 号 議長の選挙について

.....

日程第3

議席の指定

日程第4

会議録署名議員の指名

日程第5

会期の決定

日程第6

議選第 2 号 副議長の選挙について

日程第7

議第1号議案 大洲市議会会議規則の制定
について

議第2号議案 大洲市議会委員会条例の制
定について

議第3号議案 大洲市議会事務局設置条例
の制定について

日程第8

議選第 3 号 常任委員及び議会運営委員
の選任について

日程第9

議第4号議案 肱川流域治水対策特別委員
会の設置について

日程第10

議第5号議案 地方自治法第180条第1項
の規定による市長専決処分
指定事項について

日程第11

第 1 号議案 専決処分した事件の報告並
びに承認を求めることにつ
いて

(提案理由説明)

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議選第1号
日程第3 議席の指定
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 会期の決定
日程第6 議選第2号
日程第7 議第1号議案～議第3号議案
日程第8 議選第3号
日程第9 議第4号議案
日程第10 議第5号議案
日程第11 第1号議案

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前10時00分 開 会

○田上隼藏事務局長 今議会は新市発足後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席されております議員の中で森川重生議員が年長でありますので、御紹介申し上げます。

それでは、森川重生議員、議長席の方へお願いいたします。

〔森川重生臨時議長 着席〕

○森川重生臨時議長 ただいま紹介されました森川重生でございます。地方自治法107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく御協力賜りますようお願いをいたします。

ただいまから平成17年大洲市議会第1回臨時会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○森川重生臨時議長 市長職務執行者より議会招集のあいさつがあります。

○大野和市長職務執行者 議長

○森川重生臨時議長 大野市長職務執行者

〔大野和市長職務執行者 登壇〕

○大野和市長職務執行者 おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今日は、新しい大洲市発足後の初議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変御多用の中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。心より厚くお礼を申し上げます。

私は、大洲市長職務執行者として、新市長誕生までの間、微力ではございますが、一意専心その任務に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、去る1月11日、市民の皆様の熱いまなざしの中、大洲市、長浜町、肱川町、河辺村は

対等合併をし、新大洲市としてのまさに記念の
第一歩を踏み出しました。合併からはや2週間
が経過いたしました。現在は本庁及び各支所の
業務を滞りなく執行することに、職員一丸とな
って最善の努力を傾注いたしておるところでご
ざいます。これから先は認め合い、支え合う肱
川流域都市として、光り輝く未来予想図の実現
に向け新たな歩みを始めてまいりますので、議
員の皆様方には新市発展のため、引き続いて御
尽力賜りますようお願いを申し上げます。

今議会に付議いたします事件は、正・副議長
の選挙を初めとする議会の構成に係る案件のほ
か、1月11日付で専決処分いたしました大洲市
設置に伴う条例、暫定予算等について議会に報
告し、その承認を求めるものでございます。何
とぞ格別の御審議、御承認等を賜りますようお
願いを申し上げます。

今臨時会招集のごあいさつといたさせていた
だきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

○森川重生臨時議長 これより本日の会議を開  
きます。

~~~~~

○森川重生臨時議長 お諮りいたします。

議事の進行につきましては、大洲市議会会議
規則を初めとする関係例規が制定されておりま
せんが、これら関係例規案に準じて進行したい
と思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森川重生臨時議長 御異議ないものと認め、
議事の進行につきましては大洲市議会会議規則
案等に準じて進行することに決定いたしました。

~~~~~

○森川重生臨時議長 臨時議長において作成い  
たしました議事日程は、お手元に配付してある  
とおり、日程第1及び第2であります。

~~~~~

○森川重生臨時議長 それでは、日程第1、仮
議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いた
します。

~~~~~

○森川重生臨時議長 次に、日程第2、議長の  
選挙を行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○森川重生臨時議長 ただいま出席している議  
員は56名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○森川重生臨時議長 投票用紙の配付漏れはあ  
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森川重生臨時議長 投票用紙の配付漏れはな  
いものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○森川重生臨時議長 異状ないものと認めま  
す。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で  
あります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の  
上、事務局長の点呼に応じて投票願います。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○森川重生臨時議長 投票漏れはありません  
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森川重生臨時議長 投票漏れないものと認め  
ます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○森川重生臨時議長 開票の前に申し上げてお  
きます。

投票総数が出席議員より少ない場合は、不足  
分については棄権したものとみなし、この選挙  
は有効といたします。投票総数が出席議員より

多い場合は、超過分がこの選挙の結果に移動を及ぼさないならば有効といたします。また、超過分が移動を及ぼすときは無効とし、再投票を行います。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に有友正本議員、二宮秀一議員、垣見芳彦議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところに御参集願います。

〔開 票〕

○森川重生臨時議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 56票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 51票

無効投票 5票

有効投票51票のうち

田中堅太郎議員 29票

田淵 保男議員 19票

大野 新策議員 2票

小泉 紘文議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は13票であります。したがって田中堅太郎議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました田中堅太郎議員が議場におられますので、この席から告知いたします。

田中堅太郎議員、議長に当選されました。

議長に当選された田中堅太郎議員にごあいさつを願います。

○54番田中堅太郎議員 議長

○森川重生臨時議長 田中堅太郎議員

〔54番 田中堅太郎議員 登壇〕

○54番田中堅太郎議員 市町村合併によります臨時議会におきまして、不肖私田中堅太郎が議長という重責を担うことになりました。どうか

よろしくお願いをいたします。

市町村合併につきましては、愛媛県下でもこの大洲市は優等生的な形であったというふうに思っております。そういった中でも、中身につきましてはまだまだこれから大変なことがあるかと思えます。いろいろと検討しなければならないかと思えます。そういった形の中で、議会側、行政側の提案事項、また議員提案等、いろいろ出てくると思うわけでありまして、我々議会といたしましては、きちっとしたチェックをし、議会人として恥じないような形でこの議会運営をしていかなくちやならないというふうに考えております。公正、公平ということをモットーに、議長の職を全うしたいというふうに考えておりますので、どうか御指導、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。どうかよろしくお願いをいたします。

○森川重生臨時議長 以上をもちまして臨時議長の職務を終わりました。皆様方の御協力に感謝いたします。

田中議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長退席、議長着席〕

~~~~~

○田中堅太郎議長 それでは、議事の都合によりしばらく休憩いたします。

午前10時29分 休 憩

~~~~~

午前10時50分 再 開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 議事日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、日程第3からを本日の日程に追加し、順次議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、日程第3からを本日の日程に追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長が指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番梅木良照議員、2番清水美孝議員を指名いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日からあすまでの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、会期は本日からあすまでの2日間とすることに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○田中堅太郎議長 ただいま出席している議員は56名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 なければ、投票用紙の配付

漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○田中堅太郎議長 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて投票願います。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○田中堅太郎議長 開票の前に申し上げておきます。

投票総数が出席議員より少ない場合は、不足分については棄権したものとみなし、この選挙は有効といたします。投票総数が出席議員より多い場合は、超過分がこの選挙の結果に移動を及ぼさないならば有効といたします。また、超過分が移動を及ぼすときは無効とし、再投票を行います。

これより開票を行います。

〔開 票〕

○田中堅太郎議長 会議規則第31条第2項の規定により、立会人に有友正本議員、二宮秀一議員、垣見芳彦議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところに御参集願います。

〔開 票〕

○田中堅太郎議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 56票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 52票

無効投票 4票

有効投票52票のうち

押田 憲一議員 30票

沖浦 賢嗣議員 17票

梅木加津子議員 2票

小泉 紘文議員 1票

日高 照友議員 1票

神井恵一郎議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は13票であります。したがって押田憲一議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました押田憲一議員が議場におられますので、この席から告知いたします。

押田憲一議員、副議長に当選されました。

副議長に当選された押田憲一議員にごあいさつを願います。

○19番押田憲一議員 議長

○田中堅太郎議長 押田憲一議員

〔19番 押田憲一議員 登壇〕

○19番押田憲一議員 ただいまの副議長選によりまして、私押田憲一を選任いただきましたことを、心より厚くお礼を申し上げます。と同時に、身の引き締まる思いでいっぱいであります。

私、元来浅学非才、御迷惑をおかけすること多々あると思いますけれども、よろしく願っています。新市発展のため、また新大洲市に住んでよかった、生まれてよかったと、そしてまたぜひ住みたいと、そして何よりも合併してよかったと思える地域づくりにまた全力を傾けていきたいと思っています。皆さん方のさまざまな御理解、御協力、御指導をお願い申し上げまして、まことに簡単でありますけども、ごあいさつといたします。本日はまことにありがとうございました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第7、議第1号議案から議第3号議案までの議案3件を一括し

て議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案3件につきましては、既に合併前の旧市町村議会から協議いただいておりますことから、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

これより採決を行います。

議第1号議案から議第3号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 お座りください。

起立多数であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 この際、これら3件の公布手続等のため、しばらく休憩いたします。

~~~~~

午前11時12分 休憩

~~~~~

午後1時35分 再開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第8、常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題といたします。

これらの選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名いたします。

お諮りいたします。

常任委員及び議会運営委員の選任について

は、お手元に配付した委員名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第9、議第4号議案肱川流域治水対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこの議案につきましては、既に合併前の旧市町村議会から御協議いただいておりますことから、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、採決を行います。

議第4号議案肱川流域治水対策特別委員会の設置についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 お座りください。

起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました肱川流域治水対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、有友正本議員、清水久二博議員、窪田亀一議員、山下勝利議員、久保幸信議員、東敦弘議員、上満武議員、叶岡廣志議員、二宮秀一議員、山口吉浩議員、渡邊弘務議員、古野青弘議員の以上12名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第10、議第5号議案地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっておりますこの議案につきましても、既に合併前の旧市町村議会から協議いただいておりますことから、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 異議ないものと認め、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決することを決定いたしました。

これより採決を行います。

議第5号議案地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 お座りください。

起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第11、第1号議案専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大野和市長職務執行者 議長

○田中堅太郎議長 大野市長職務執行者

〔大野和市長職務執行者 登壇〕

○大野和市長職務執行者 本日の臨時議会に提

案いたしております議案の説明に先立ちまして、まず議会の構成にかかわります議長、副議長の選挙におきましては、新大洲市の初代議長に田中堅太郎議員、初代副議長には押田憲一議員が就任されることになりました。心よりお喜びを申し上げます。今後の御活躍をお祈り申し上げます。

また、常任委員会委員の選任を初め諸案件が滞りなく行われましたこと、まことに御同慶にたえない次第であります。今後とも、議員各位の格別の御指導と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしております議案につきまして御説明申し上げます。

まず、専決第1号から専決第19号につきましては、新市発足に伴う暫定予算の概要を御説明申し上げます。

暫定予算は、地方自治法第218条の規定により、本予算が成立するまでの間、一定期間のつなぎ予算として編成されるものであり、新市において旧4市町村で行ってきた事務事業が中断することなく継続して執行できるよう、4市町村合併の日である1月11日付で専決処分により調製したものであります。

今回編成いたしました暫定予算編成の基本的な考え方を申し上げますと、暫定予算の期間を合併の日から平成17年3月31日の年度終了までの期間といたしました。このことから、原則として4市町村がそれぞれ計上していた歳入歳出予算額から、合併の日の前日である平成17年1月10日までに各市町村で執行した予算を控除し、未執行となっている旧4市町村の予算をそのまま合算し、新市の暫定予算といたしました。

その際、特別職の報酬など、合併に伴い調整すべき予算等につきましては所要額を増減するなど、予算額の調整も合わせて行うことといたしました。

このような基本方針のもと編成いたしました

新市の暫定予算の規模は、一般会計が118億7,503万6,000円、特別会計が71億7,834万1,000円、企業会計におきましては16億62万1,000円となり、全会計合わせまして206億5,399万8,000円となるのであります。

一般会計におきまして、旧4市町村予算と新市暫定予算を比較いたしますと、旧市町村での最終的な予算額は、旧大洲市が175億7,910万9,000円、旧長浜町が56億1,468万円、旧肱川町が32億3,600万円、旧河辺村が21億6,705万1,000円であり、合わせて285億9,684万円となっております。また、旧4市町村での歳出決算額の合計は168億9,701万5,097円であり、このうち平成15年度からの繰越予算を除いたその執行率は57.4%となり、未執行となりました予算額は121億8,352万2,000円となるものであります。

このうちから特別職の報酬及びそれぞれの市町村で計上していた予備費等につきまして調整を行っており、その結果、旧4市町村の事務事業を引き継ぎ、新市において円滑に実施するために必要な予算額は、一般会計において118億7,503万6,000円となったものであります。

また、特別会計及び企業会計につきましても、一般会計と同様の方針により予算の調製を行ったものであり、年度途中の合併による混乱や中断が生じないよう、所要の予算を確保いたしております。

次に、専決第20号大洲市役所の位置を定める条例ほか239件の条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

本件につきましては、大洲市の設置に伴い、大洲市役所の位置を定める条例ほか239件につきまして、地方自治法第179条1項の規定により専決処分いたしましたので、同条3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

今回専決処分いたしました条例は、法令により制定が必要なものと並びに大洲喜多合併協議会

において確認された事項等につきまして条例を制定したものでございます。

それでは、専決処分いたしました条例のうち、市政運営上特に重要と思われるものにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例第6号大洲市議会の議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例につきまして御説明申し上げます。

この条例は、次の一般選挙において旧市町村ごとに選挙区を設置し、選挙すべき議員の数を旧大洲市の区域第1選挙区18人、旧長浜町の区域の第2選挙区7人、旧肱川町の区域の第3選挙区3人、旧河辺村の区域の第4選挙区2人とすることを定めたものであります。

次に、条例第7号大洲市事務分掌条例についてであります。

この条例は、今回の合併に伴い、行政組織内の縦横の連携を強化するとともに、連絡調整の円滑化を図るため、総務部、企画財政部、市民福祉部、建設農林部を設置し、行政事務を適正かつ効率的に遂行するための事務分掌を定めたものでございます。

次に、条例第8号大洲市役所支所設置条例についてであります。

この条例は、合併により行政機能が集中することによる住民サービスの低下を極力抑えるため、旧役場を支所として位置づけ、引き続き行政サービスを住民に提供する行政機関として設置したものであります。また、同様に、旧市町村における連絡所等につきましても従前のおり設置し、当該区域における行政の窓口として機能させるものであり、その設置につきましては、条例第9号において行うものであります。

次に、条例第21号大洲市防災会議条例及び条例第22号大洲市災害対策本部条例につきまして御説明申し上げます。

これらの条例は、大洲市地域防災計画の作成、その実施の推進、災害が発生した場合の情

報の収集及び大洲市災害対策本部に関し必要な事項を定めたものであります。昨年は、本市に4つの台風が襲来し、甚大な被害が発生いたしました。今後、これらの条例に基づき、大洲地区、長浜地区、肱川地区、河辺地区全体の大洲市地域防災計画を作成し、災害発生時には大洲市災害対策本部を設置し、万全な対応をしてまいる所存であります。

次に、条例第37号大洲市職員定数条例についてであります。旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町及び旧河辺村の一般職の職員につきましては、すべて新市の職員として引き継ぎ、定数を946人としたものであります。今後、職員数につきましては、定員適正化計画を策定し、適正化に努めるとともに、新規の職員採用計画につきましては、専門職を除く定年等退職者のおおむね半数を採用しないこととし、10年間で100人程度を目標に削減してまいりたいと考えております。

次に、条例第51号大洲市報酬及び費用弁償等支給条例についてであります。

この条例は、議員等に対して支給する報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めたものでございます。大洲市議会における議員等の報酬額は、大洲喜多合併協議会の協議結果を踏まえ、議長月額47万1,000円、副議長38万3,000円、旧大洲市から選出された議員月額35万1,000円、旧長浜町から選出された議員月額20万7,000円、旧肱川町から選出された議員月額18万3,000円、旧河辺村から選出された議員月額17万8,000円と定めています。また、第7条で費用弁償としての旅費額の支給について、第8条では期末手当の額について定めております。

なお、議員及び農業委員会委員の報酬につきましては、今後大洲市特別職報酬等審議会に諮問し、審議会の答申を尊重して、決定次第、議会に提案することにいたしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。次第で

あります。

次に、条例第66号大洲市税条例についてであります。

この条例は、旧4市町村の税条例を基本として制定したものでありますが、納期につきましては平成17年度から個人市民税及び固定資産税を5期に統一し、納期前の納付報奨金につきましては、第1期の納期時の全期全納者に対してのみ交付することとし、交付率につきましては、納期前に納付した税額の100分の0.5に納期前に係る月数を乗じて得た額とし、1つの納期に係る税額の上限を40万円とするものでございます。また、法人市民税の税率につきましては、合併年度に続く2年間は、旧大洲市が制限税率、他の3町村が標準税率による不均一課税とし、平成19年4月1日以降に決算を迎える法人から制限税率に統一するものであります。

次に、条例第69号大洲市国民健康保険税条例についてであります。

国民健康保険税は、保険給付並びに介護納付金の財源を賄うため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税するものであります。その税率につきましては、合併協議会で国民健康保険事業の円滑な運営ができる率で統一するという事で調整され、また応能、応益割合は国の示す平準化に努めるとともに、4市町村間で住民に急激な負担が生じないように、所得の低い方にも配慮し、7割、5割、2割の軽減制度を導入することといたしております。また、賦課期日は4月1日とし、納期は7月から3月までの9期とするものであります。

なお、平成17年度の保険税率につきましては、4市町村の医療費の実績、老人保健拠出金及び介護納付金並びに課税基礎となる所得状況が明確となった時点で細部の見直しを行い、大洲市国民健康保険運営協議会にお諮りしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、条例第105号大洲市立幼稚園条例についてであります。

この条例は、学校教育法第2条第1項の規定に基づき、本市に幼稚園を設置すること及び保育料等について定めたものであります。大洲市立幼稚園の一月の保育料につきましては、旧大洲市の5,500円に統一し、現在旧肱川町が3,000円、旧河辺村が2,000円でありますので、平成17年度から3年間で調整してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、条例第138号大洲市立保育所条例であります。

この条例は、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、乳児または幼児で保育に欠ける者を保育し、その健全な育成を図るため、保育所を設置したものであります。保育所の保育料につきましては、平成14年度の1人当たり平均保育料は、旧大洲市が2万7,711円、旧長浜町が1万1,771円、旧肱川町が2万578円でありますので、今後児童の属する世帯の階層区分を調整するとともに、徴収率を国の徴収基準額のおおむね90%に設定し、旧長浜町及び旧肱川町の保育所における保育料につきましては、平成17年度から5年間で段階的に調整してまいります。

次に、条例第158号大洲市介護保険条例についてであります。

合併に伴い、第1号被保険者の介護保険料につきましては、要支援、要介護者から推測される総サービス必要量及び額を推計し、所得段階別に第1号被保険者数で除して、保険料月額基準額を算出するものであります。第2期介護保険事業計画（平成15年度から平成17年度まで）の途中であり、平成17年度には第3期介護保険事業計画を立てる必要があるため、平成16年度及び平成17年度の各年度における一月の保険料基準額につきましては、現行のまま旧大洲市の区域が3,383円、旧長浜町の区域が3,008円、旧肱川町の区域が2,741円、旧河辺村の区域が2,500円とするものであります。納期につきましては、国民健康保険税の納期と同一の9期といたしております。

次に、条例第171号大洲市農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例についてであります。

この条例は、農業委員会等に関する法律に基づき、大洲市農業委員会に対し、委員の定数及び選挙区に関し必要な事項を定めたものであります。委員の定数は30人で、選挙区ごとの定数は、旧大洲市の区域の第1選挙区4名、第2選挙区7人、第3選挙区7人、旧長浜町の区域の第4選挙区6人、旧肱川町及び旧河辺村の区域の第5選挙区が6人となります。

次に、条例第232号大洲市上水道使用条例についてであります。この条例は大洲市上水道事業の給水についての料金、手数料及び給水装置工事の費用負担、その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めたものであります。

水道料金につきましては、合併協議会における確認事項に基づき、旧大洲市の区域を従前のおりとし、旧長浜町の区域を平成17年4月分から基本水量を旧大洲市の8立方メートルに合わせ、節水型の料金体系としております。家事用口径13ミリ、月20立方メートルを使用した場合の水道料金月額、旧大洲市の区域が2,331円、旧長浜町の区域が平成16年度において3,675円、平成17年度以降3,255円としたものであります。

次に、条例第240号大洲市消防団条例についてであります。

大洲市の設置とともに、旧市町村の消防団はそれぞれ4つの方面隊組織として大洲市消防団に統一したことから、本条例を制定したものであります。

なお、消防団の定数につきましては、合併により地域における防災力の低下を招かないよう考慮し、各方面隊の消防団員定数は従前から削減を行っておりません。

以上、専決処分した条例につきまして概要を御説明いたしましたが、このほか字の名称変更

等、計29件の専決処分につきまして、何とぞよろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○田中堅太郎議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

1月26日午後1時から本会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日はこれにて散会いたします。

午後2時03分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会臨時議長

大 洲 市 議 会 議 長

大 洲 市 議 会 議 員

大 洲 市 議 会 議 員